

取り組みの成果が不十分であり、引き続き一層の努力が求められる事項

	項目	認証評価時の 指摘対象学部等	主な内容	補足説明
1	教育課程等	薬学部 獣医学部 海洋生命科学部 (一般教育部)	1年次で1群科目を単位未修得・未履修のまま進級した場合の再履修・再試験の対応  ・一部の科目において、授業回数の少ない短期集中講義、DVD講義、レポートによる代替等の方法で履修させていることは、実質的な再履修とは認められない。	学修と単位認定 授業は、履修・再履修にかかわらず、単位数に見合う一定時間の対面（又は対面と同等の双方向性を有する）授業の実施と自学自習時間の確保が単位認定の際の必須要件とされており、これを満たす措置が求められています。  【関係法令等】大学設置基準第19～21条
2	教育方法等	海洋生命科学部	1年間に履修登録可能な単位数の上限の未設定  ・1年間に履修登録可能な単位数の上限を50単位と設定したが、単位制度の趣旨に照らして十分な改善とはいえない。	キャップ制の意義 単位制度の実質化の下、大学における1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成されることが標準とされています。単位制度の運用にあたっては、キャップ制により、授業科目の過剰な登録を排除するとともに、登録された個々の授業科目について適切な教育方法を通じた学修の実質化が求められており、これらの趣旨を参酌する必要があります。 学生に対する履修登録単位低減の指導 1単位当たりの学修量45時間は1週間分の学修時間に相当し、50単位は50週分の学修時間に相当します。年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週（医学部は39週）ですから、期間内に50単位分の学修が実質的に可能であると言えるのか、疑問が呈されています。履修指導においてさらなる登録単位低減が求められています。  【関係法令等】大学設置基準第27条の2
3	教育方法等	獣医学部 医学部 海洋生命科学部 看護学部 理学部 医療衛生学部 薬学研究科 獣医学系研究科 医療系研究科	シラバスの記述内容の精粗  ・未だに成績評価基準が具体的でないものが散見される。 ・学部・研究科間で、記載内容に精粗が見られる。 ・大学全体で統一を図り、組織的に改善する必要がある。	シラバスの定義 各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が各授業科目の準備学習を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料となるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生の授業評価等にも使われる。 (学士課程教育の構築に向けて(答申)、2008年、中央教育審議会) シラバスのさらなる整備

				シラバスの記載内容については、全学及び各学部・研究科において、上記の内容を満たす観点から更なる整備が必要です。
				【関係法令等】大学設置基準第 25 条の 2、大学院設置基準第 14 条の 2
4	教育方法等	獣医学部 医学部 理学部	授業評価アンケートの実施及び公表の状況  ・アンケート実施科目が必修科目等に限定されている。 ・アンケート結果を学生に公表していても、結果を授業改善に向けて活用するなどの組織的な取り組みが行われていない。	授業評価アンケートの実施と公表の目的 学生による授業評価は、授業の受け手である学生の意見を授業改善への材料とする目的で行うものです。その結果を公表することで、学生への説明責任を果たすとともに、組織内に緊張感と責任感を醸成し、質のよい授業を行うために絶えず改善に取り組むという教員側の姿勢を示す目的がもたされています。 授業評価アンケートの効果 学生による授業評価は、シラバスという十分な授業計画（教員が学生に何を期待するのか等の明示）に基づき、授業改善の具体的な方策の提示という点で、効力を発揮するものです。また、シラバスとの関連性だけでなく、FD プログラムや各種教材の作成などの全般的な授業改善のパッケージと連動したときに、学生による授業評価は、授業改善に役立つ情報となり得るものです。
				【関係法令等】大学設置基準第 25 条の 3
5	学位授与・課程修了の認定	薬学研究科 獣医学系研究科 海洋生命科学研究科 看護学研究科 理学研究科 医療系研究科 感染制御科学府	学位授与方針及び学位論文審査基準の明示  ・薬学研究科、獣医学系研究科、海洋生命科学研究科、医療系研究科では学位論文審査基準がまだ策定されていない。	学位論文の評価 学位論文に係る評価については、客観性及び厳格性を確保するために、学生に対してその基準を予め明示し、それに従って適切に行うこととされています（大学院設置基準第 14 条の 2）。 学位論文審査基準 学位論文審査基準とは、学位論文の審査の観点を示したものを指します。
				【関係法令等】大学院設置基準第 14 条の 2
6	学生の受け入れ	獣医学部 医学部 看護学部 理学部 医療衛生学部 海洋生命科学研究科	学生の定員管理  ・医療衛生学部の編入学定員に対する編入学生比率が低い。 ・一部の学部学科で、評価当時よりも、過去 5 年間の平均入学定員超過率、収容定員に対する在籍学生数比率の数値が悪化している。	<定員超過について> 大学基準協会では、実験実習を行う学部学科については、過去 5 年間の平均入学定員超過率、収容定員超過率のいずれも 1.25 以上で改善勧告（勧告）1.20 以上で努力課題（助言）医学部はともに、1.05 以上で改善勧告（勧告）1.00 を超えると努力課題（助言）として指摘されます。 大学院は、定員超過の場合は修士課程、博士課程ともに 2.00 以上、

				<p>定員未充足の場合は、修士課程は 0.50 未満、博士課程は 0.33 未満で努力課題(助言)として指摘の対象となります。(小数第 3 位四捨五入)</p> <p>学生の入学定員・収容定員の厳守を要求される理由は、一般的には定員を大きく上回る数の学生がいると、教育やキャンパスライフに悪影響を及ぼすことが懸念されるからです。大学設置基準で、学生数に応じて確保しなければならない校地校舎面積、専任教員数等が定められていますが、それは、教育の質を確保し、学生一人一人に対する指導を有効に行うためです。従って、あまりに大きく定員を上回る学生がいると、学生に教員の目が十分に行き届かない、施設設備が使いにくいなどの弊害が予想されます。本学のような実験実習を多く行う学部を持つ大学ではより自明です。仮に定員を越えた数の学生が在籍している校地校舎面積、専任教員数等は設置基準上問題ない状態であっても、これを理由に定員超過を是正しないと、次には定員設定の根拠を疑われます。</p> <p>学部等の設置や定員増は、一般的に国の認可が必要ですが、文部科学省は、「認可申請は国民との約束であること(一定数の学生を入学させて教育を行うことを国民に約束したということ)」を認識するよう大学に求めています。定員超過の状況の是正が進まないことは「国民との約束」違反という視点から厳しい捉え方をされることが予想されます。</p> <p>近年、大学の情報公開が進み、社会に学生数、定員も公表されています。公共性の高い機関である大学は、社会への説明責任の視点からも、きちんとした定員管理を行う必要があります。また、学生の気質が益々多様化している中、きめ細かい教育・指導が求められます。</p> <p>&lt; 編入学定員未充足について &gt;</p> <p>大学基準協会では、編入学定員未充足の状況については、編入学定員に対する編入学生比率が 0.70 未満(小数第 3 位四捨五入)で指摘されます。</p> <p>編入学定員未充足の問題は、編入学制度の在り方を検討し、それに基づき学生確保策の強化、または定員の見直しなど具体的な措置を講ずる必要があります。</p> <p>編入学定員は学科・専攻ごとに設定しているので、学科・専攻単位で管理するのが原則です。また、各指定規則で定められている 1 クラスあたりの学生数にも配慮する必要があります。</p>
--	--	--	--	--

				<p>編入学定員の未充足には、一般的に以下の問題が生じます。</p> <p>編入学定員を設定した意義は、学部・学部の相当の理念・目的に基づいている。従って、定員を充足していない現状は一定数 (= 定員) の人材を養成できておらず、学部・学科・専攻の教育目的の一部を達成していないと見なされる。</p> <p>医療衛生学部は、収容定員増 (入学定員及び編入学定員の変更) の認可申請を行い、平成 18 年度入学者から現在の定員を設定している。文部科学省は、「認可申請は国民との約束である。」という前提のもと、一定数の編入学生を受け入れて教育を行うという、国民との約束が未達成で一向に改善が進まない状況に対しては、「国民との約束」違反という視点から厳しい捉え方をすると予想する。</p> <p>学納金収入に悪影響を及ぼす。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>定員の管理は、定員を設定している学部・学科・専攻、研究科・専攻の単位で行うのが原則です。</p> <p>とりわけ収容定員の管理は、各大学に求められる教学マネジメント (エンロールメントマネジメント) の基とし、適切に取り組んでいく必要があります。</p> <p>【関係法令等】大学設置基準第 18 条、大学院設置基準第 10 条、大学・大学院・短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準、私立大学等経常費補助金取扱要領</p>
7	教員組織	薬学部 獣医学部 海洋生命科学部 看護学部 理学部 医療衛生学部	専任教員の年齢構成のアンバランス  ・薬学部、獣医学部、海洋生命科学部、看護学部、理学部において、特定の年齢層に偏りが見られる。	<p>大学基準協会は、特定の年齢層に著しく偏っていると判断するラインとして 30% を設定し、これに基づいて指摘するものです。</p> <p>この指摘について、今後は、あまり杓子定規に判断せずに、大学の状況をみて判断するとしています。</p> <p>この指摘は、特定の年齢層に著しく偏っていると、一時期に定年退職者が多くなり、長期にわたり安定的・継続的に行われる必要がある大学の教育研究に支障をきたす恐れがあるためになされるものです。この場合、特定の年齢層に偏ることが問題となり、教員組織の高齢化は必ずしも問題ではありません。</p> <p>年齢構成のアンバランスを是正するためには、人事の諸施策は必須です。但し、その際、教学マネジメントの考え方に立ったものでなければ有効とはいえません。容易に解決する課題ではありませんが、人材育成の目標に沿った講義体系の編成とそれを担うに相応しい教</p>

				<p>員の配置、教員個々の研鑽・研究活動の在り方まで視座を広げて組織的に検討し、バランスを維持することが求められます。 今後は、大学全体で、また各学部等において、教員の年齢構成の考え方を持つ必要があります。</p> <p>【関係法令等】大学設置基準第7条</p>
--	--	--	--	---